

令和3年第1回教育委員会会議

1 日 時

令和3年1月18日（月）

開会 13時30分

閉会 13時48分

2 場 所

県庁行政庁舎 11階 1109会議室

3 出席者

徳田博教育長、新屋長二郎委員、新家久司委員、眞鍋知子委員、高野勝委員、浅蔵一華委員

4 説明のため出席した職員

杉中達夫教育次長、塩田憲司教育次長、岡崎裕介教育次長兼庶務課長、江尻祐子教育次長兼学校指導課長、中村義治教職員課長、清水茂生涯学習課長、山下幸則文化財課長、村戸徹保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第1号 文化財の県指定について（原案可決）

議案第2号 石川県文化財保護審議会委員の委嘱(任命)について（原案可決）

議案第3号 教職員の人事について（原案可決）

6 審議の概要

・開会宣告

徳田教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第2号及び議案第3号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案第1号 文化財の県指定について（山下文化財課長説明）

1の提案理由であります。先月の教育委員会会議で文化財保護審議会に諮問することをお諮りしました文化財1件につきまして、今月15日に開催されました同審議会において「文化財に指定することが適当である」との答申を得ましたので、答申どおり指定することをお諮りするものです。

2の根拠法令等は、石川県文化財保護条例第4条第1項でございます。

3の指定する文化財であります。有形文化財の歴史資料「金沢瑞泉寺文書附黒漆塗長持・御用筆筒」の1件でございます。

文化財の詳細についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。員数は17,653点、附3棹、所在地は金沢市玉川町の金沢市立玉川図書館近世史料館、所有者は宗教法人瑞泉寺でございます。

3ページをご覧ください。指定理由の詳細を記載しております。概要を説明いたします。瑞泉寺は、戦国時代、石川郡における有力寺院であった押野村上宮寺を起源とし、江戸時代に入って金沢に移転した浄土真宗東方の寺院です。享保14年には、浄土真宗東方の触頭役に加えられ、加賀国金沢・石川郡・河北郡及び能登国羽咋郡押水分の触下寺院の支配にあたっていたところです。本文書は、江戸時代中期から明治時代前期までの古文書が大半を占め、触頭文書と自坊文書に大別されます。触頭文書は瑞泉寺が務めた触頭役に関するものであり、黒漆塗長持や御用筆筒などに収めて現在まで保管されております。自坊文書は、瑞泉寺が金沢に移転したのち作成された個別寺院の経営に係るものであります。

藩政時代における加賀藩の寺院支配や近世真宗寺院の実態を知る上で、質・量ともに優れた史料であり、金沢城下町における生活文化に関する情報も豊富であることから、文化財指定することが適当であるとの答申をいただいたものであります。

なお、参考資料として4ページから6ページにかけて、文書内訳、写真を添付してございます。

1ページをご覧ください。4の指定の日につきましては、県公報の告示の日となっており、本委員会でご承認がいただければ、1月29日の県公報に登載の手続きを行い告示したいと考えております。

【質疑】

質疑なし

(徳田教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

(徳田教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第2号 石川県文化財保護審議会委員の委嘱(任命)について

山下文化財課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第3号 教職員の人事について

中村教職員課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

・閉会宣言

徳田教育長が閉会を告げる。